

個人主義とセグメント主義の相剋（覚書） — 「パーソナライズド」の意味

山本龍彦

出典・凡例

本稿は、山本龍彦「個人主義とセグメント主義の相剋（覚書） — 「パーソナライズド」の意味」情報法制研究 2 巻（2017 年）50-56 頁の要約である。

I はじめに

本稿は、「個人」なる言葉にこだわらざるを得ない憲法学の立場から、プロファイリング技術の反「個人」的側面を摘出し、かかる技術の適切な利活用に向けた足掛かりを得ることを目的とする。

II アルゴリズムにおける「個人」と「集団」の対抗

「個人化」といっても、粗いものから精緻なものまで多種多様なレベルがありうるが、粗い「個人化」が、集団的属性に基づく短絡的な類型化と結び付き、かえって個人から様々な機会を奪うことになるという道理は比較的に見えやすい。

筆者には、比較的に詳細なプロファイリングを用いたサービスの場合でも、「個人化」という言葉はできる限り避けるべきであるように思われる。なぜなら、第1に、ビッグデータ解析では「うわべだけの相関関係（spurious correlation）」が出現し、アルゴリズムにノイズが混入されてしまい、誤った評価・決定がなされることが往々にして生じるからである。第2に、アルゴリズム構築の基礎となるデータのプールが、あらゆるコミュニティを適切に代表（represent）したものにならず、これを用いた予測評価が特定のコミュニティに属する者に不利な結果を与えうるからである。さらに第3に、アルゴリズムに既存のバイアスが組み込まれ、これを使った予測評価によって同様のバイアスが再生産されてしまうからである。

ビッグデータ解析を踏まえ、比較的に多くの属性を用いたプロファイリングを行う場合でも、①うわべだけの相関関係、②代表問題、③既存バイアスの反映といった要因により、そ

の予測評価に誤りが生じる危険は常に存在している。そして、この誤りによって、個人の選好、能力、資質、健康状態などが不当に評価され、人生の様々な機会が奪われる可能性を真剣に受け止めるならば、こうしたプロファイリング結果を用いたサービスを「個人化」と称することには、やはり一定の留保が必要であるように思われるのである。

III More Data 原則の陥穽

この点、エラーやバイアスにより、プロファイリング技術を用いた「個人」に関する予測評価に誤りが生じるとしても、なおそれは人間の勘や経験による——それ自体がエラーとバイアスに満ちた——予測評価よりも正確で、公正である、とも考えられよう。さらに、プロファイリングによる個人評価については、“より多くのデータ”を集めさえすれば、アルゴリズムの構築段階で混入するエラーやバイアスを最小限に抑えられ、より完全な予測評価に近づくことが可能であるとも考えられる。

しかし、筆者には、more data 原則を重視するこのような方向性をとったとしても、なおそれを「個人化」と呼ぶべきでない理由が存在しているように思われる。

第1に、“より多くのデータ”という考え方は、論理必然的にプライバシーの考え方と衝突する。“More data”とは“less privacy”を意味し、より正確な予測評価のためには「自らの意思や努力によっては代えることのできない」事情までも評価の基礎とする必要があるところ、これが本当に「個人」を尊重することにつながるかは疑問である。過去の犯罪歴等についても同様に、自らの人生を再構築する機会を個人から奪うという点で、個人の尊重原理と矛盾する側面がある。データをより多く集めれば、より正確な「個人」評価が可能であるといった言説は、「公正(fairness)」のような憲法的な視点から一旦疑ってみる必要がある。

第2に、more data 原則をどこまで突き詰めてみても、それはセグメント（集団）の微細化にしかならず、個人そのものを余すところなく掴まえることにはならないという事情が挙げられる。当該「個人」が、そのセグメントには回収されない“何か”を有している可能性を完全に否定することはできないはずである。

したがって、プロファイリング——セグメントに基づく確率的判断——の結果のみで「個人」の能力等を自動的に評価することは、「集団」属性に基づいて「個人」を差別することにもつながり、こうした「集団」属性による個人の人格的側面の概括的・短絡的判断は、個人の尊重原理と矛盾しうる。そもそも、近代憲法が「根本規範」とする個人の尊重原理は、身分のような集団属性で個人の人格的側面を概括的・短絡的に判断してきた前近代的な世界観を否定し、時間とコストをかけて個人一人ひとりの具体的事情を斟酌することを要求するものだったはずである。

このように見ると、ビッグデータ解析に基づくプロファイリングが行っているのは、どこまでいってもセグメントに基づく「類型化」ないし「個別化」であり、「個人化」とは似て非なるもののように思われるのである。

IV 結びに代えて

プロファイリングによる予測の精度は、妥協の対象となりうる。“完全無欠の予測”がありえないとすると、予測の精度は「公正」のような憲法上の価値理念との関係で衡量される。完全な「個人化」が達成されないならば、領域・分野によっては、“より多くのデータ”を用いて予測精度の向上を突き詰めるのではなく、「公正さ」との妥協点を模索する必要があるように思われる。この点で、例えば、予測精度は落ちるとしても、個人尊重の観点から、プロファイリングの際に考慮してはならない事柄や、アルゴリズムにおいてウェイトを操作しなければならない事柄とは何かを見定めておく必要がある（そのような事柄として、「自ら選択ないし修正する余地のない」遺伝情報や、一定の時が経過した「過去」などが考えられる）。

「個人化」という言葉はセグメントに基づく確率的判断に、個人主義的な、あるいは個人friendlyなイメージを付与する・この言葉は、効率性の観点からプロファイリングによる確率的判断を信奉するセグメント主義（新集団主義）に個人主義的な「化粧」を塗るものといってよいかもしれない。我々が避けなければならないのは、このような誤導的イメージによって、ビッグデータ社会において正面から議論されなければならない上述のような課題が覆い隠されることだろう。